

ラムサール条約登録湿地



Watarase712
(ワタラセナイツ)

栃木市 渡良瀬遊水地



渡良瀬遊水地（登録湿地面積：2,861ha）は、2012年（平成24年）7月6日から13日にルーマニアのブカレストで開催されたラムサール条約第11回締約国会議（COP11）において、国際的に重要な湿地の基準に該当したとして条約事務局より登録認定証が授与されました。（登録簿掲載は7月3日付）

市は渡良瀬遊水地の本来の目的である治水機能の充実に努めながら、多様な動植物が生息する湿地の自然環境を保全・再生し、賢明な利用を促進します。

渡良瀬遊水地が該当した国際的に重要な湿地の基準

ラムサール条約には、世界を8つに分けた生物地理区内があり、9つの基準があります。

渡良瀬遊水地はユーラシア大陸・アフリカ北部のエリアの生物地理区で、基準1「特定の生物地理区を代表するタイプの湿地、または希少なタイプの湿地」に該当しました。

- 本州最大のヨシ原を主体とする湿生草地在る低層湿原です。
- 河川の氾濫原を主な生育環境とするワタラセツリフネソウ、タチスミレなどをはじめとする希少種約60種を含む約1,000種の豊富な植物種が生育する湿地で、本州以南の低湿地の代表例です。また、環境省レッドリストで絶滅危惧IB類に掲載されているチュウヒをはじめとする猛禽類の越冬地やツバメのねぐらとして利用されています。



ワタラセツリフネソウ



タチスミレ



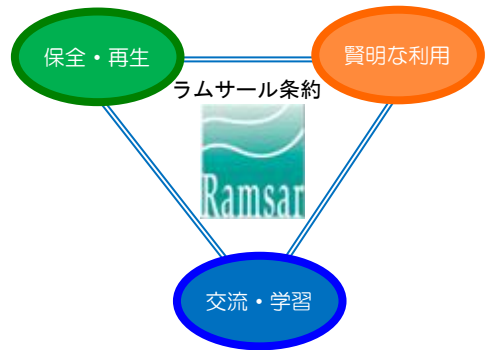
チュウヒ

ラムサール条約とは？

1971年（昭和46年）にイランのラムサールで開催された「湿地及び水鳥の保全のための国際会議」において「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」が採択されました。この条約は開催地にちなみ、一般に「ラムサール条約」と呼ばれています。

ラムサール条約の3つの柱

保全・再生	水鳥の生息地としてだけでなく、私たちの生活環境を支える重要な生態系として、幅広く湿地の保全・再生を呼びかけています。
賢明な利用	ラムサール条約では、産業や地域の人々の生活とバランスのとれた保全を進めるために、湿地の「賢明な利用（ワイズユース）」を提唱しています。賢明な利用とは、湿地の生態系を維持しつつそこから得られる恵みを持続的に活用することです。
交流・学習	ラムサール条約では、湿地の保全や賢明な利用のために、人々の交流や情報交換、教育、参加、啓蒙活動を進めることを決議しています。



世界と日本のラムサール条約登録湿地

2015年（平成27年）12月現在、締約国数169カ国、登録湿地数2,221カ所、総面積約2億1千万ヘクタールが登録されています。

日本国内での登録地は、2015年（平成27年）6月現在、50カ所、148,002ヘクタールが登録されています。1980年（昭和55年）に釧路湿原がラムサール条約湿地として条約に加入して以来、順次条約湿地を増やしています。



渡良瀬遊水地への案内図



- ◎車をご利用の方
 - ・東北自動車道「佐野藤岡IC」又は、「館林IC」より約20分
 - ※カーナビをご利用の方は、下記の所在地を目安にお越しください。
栃木県栃木市藤岡町藤岡1788（藤岡遊水池会館）
- ◎電車をご利用の方
 - ・東武日光線「藤岡駅、板倉東洋大前駅、柳生駅」下車
 - ・JR宇都宮線「古河駅」下車
- ◎バスをご利用の方
 - ・栃木市ふれあいバス（藤岡線）「谷中湖（土日祝のみ運行）」、「道の駅きたかわべ（平日のみ運行）」下車
 - ※ふれあいバス時刻表は、「栃木市ふれあいバス」で検索してください。

渡良瀬遊水地関連サイト

- 栃木市役所
<http://www.city.tochigi.lg.jp/>
- （一財）渡良瀬遊水地アクリメーション振興財団
<http://watarase.or.jp/>
- 栃木市観光協会
<http://www.kuranomachi.jp/>
- 栃木市藤岡町観光協会
<http://fuijoka-kankou.sakura.ne.jp/>
- 環境省（ラムサール）
<http://www.env.go.jp/nature/ramsar/conv/index.html>

問い合わせ先

栃木市総合政策部遊水地課
Tel. 0282-62-0919

発行（H28.7.8版）

栃木市総合政策部遊水地課